

鳥取県建築設計等業務監督業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、総務部（総合事務所生活環境局を含む。）が委託契約した建築設計等業務の監督業務の実施について、地方自治法（昭和22年法律第67号）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）で規定されたもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築設計等業務 建築関係建設コンサルタント（建築設計及び設備設計）の業務をいう。
- (2) 監督業務 建築設計等業務の委託契約の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項の規定に基づき行う監督行為をいう。
- (3) 契約担当職員 会計規則第110条に規定する職員で、鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の規定に基づき契約締結の権限を与えられた者をいう。
- (4) 調査職員 委託契約の履行につき、契約担当職員から建築設計等業務の履行の監督業務を命ぜられた職員で、総括調査員、主任調査員又は調査員をいう。
- (5) 検査職員 会計規則第117条第1項の規定に基づき、建築設計等業務の委託契約の履行後、契約担当職員から必要な検査を命ぜられた職員をいう。
- (6) 受注者 県と建築設計等業務の委託契約を締結した者をいう。

(調査職員の任命)

第3条 契約担当職員は、建築設計等業務の委託契約の締結後、速やかに次の表の左欄に掲げる調査職員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める役職以上の職員を任命するものとする。ただし、これによりがたい場合には、監督業務を適正に執行できると認められるその他の職員を調査職員に任命することができる。

調査職員	役職
総括調査員	課長及びこれに相当する職
主任調査員	係長及びこれに相当する職
調査員	建築技師、電気技師、機械技師又は主事

2 契約担当職員は、前項の規定により調査職員を任命したときは、別記様式によりその所属及び職氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

(職務の分担)

第4条 調査職員は、次に掲げる職務を分担するものとする。

- (1) 総括調査員は、次に掲げる職務を行う。
 - ア 監督業務の掌理並びに主任調査員及び調査員の指揮監督に関すること。
 - イ 次条第1項第5号の規定に基づく契約担当職員への報告に関すること。
 - ウ 監督業務に係る契約担当職員との連絡調整に関すること。
- (2) 主任調査員は、次に掲げる職務を行う。
 - ア 調査員の指揮監督に関すること。
 - イ 監督業務に係る総括調査員への報告に関すること。
 - ウ 次条第1項（第5号及び第8号を除く。）の規定に基づく職務のうち、特に重要なものに関すること。
- (3) 調査員は、次に掲げる職務を行うものとする。
 - ア 次条第1項（第5号を除く。）の職務に関すること。
 - イ 監督業務に係る総括調査員又は主任調査員への報告に関すること

(調査職員の職務)

第5条 調査職員は、次に掲げる職務を行うとともに、必要に応じて監督業務の内容を契約担当者に報告し、指示を受けなければならない。なお、当該職務については、建築設計等業務委託の設計変更に伴う契約変更事務取扱要領及び建築設計等業務委託に関する協議書等取扱要領（平成19年8月31日付第200700082294号総務部長通知）に定めるところにより行うものとする。

- (1) 契約担当職員の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する建築設計等業務に関する指示
 - (2) 建築設計等業務の委託契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾若しくは回答
 - (3) 建築設計等業務の委託契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - (4) 建築設計等業務の進ちょく状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況に関する調査
 - (5) 次に掲げる場合における契約担当職員への報告
 - ア 設計図書の訂正又は変更が必要と認められるとき。
 - イ 建築設計等業務の全部又は一部の一時中止が必要と認められるとき。
 - ウ 委託契約の解除が必要と認められるとき。
 - (6) 地元関係者への説明、交渉等及び受注者の協力が必要な場合の必要な指示
 - (7) 天災等に伴い成果物の品質又は履行期間の遵守に重大な影響があると認められる際の受注者に対する臨機の措置をとることの請求
 - (8) その他
 - ア 図面の原図又は電子データの受注者への貸与（受注者から要求があった場合で契約担当職員が必要と認めたときに限る。）
 - イ 建築設計業務委託仕様書第3章3.8の規定に基づく業務計画書の内容の確認及び詳細な資料提出の指示
 - ウ 設計図書に定める貸与品等の受注者への貸与及び不用となった場合の当該貸与品の返還の指示
 - エ 受注者が建築設計等業務のために第三者が所有する土地に立ち入る際に必要となる当該土地の所有者等の承諾の受理及び受注者への身分証明書の交付手続
 - オ 受注者が建築設計等業務のために植物の伐採、かき、さく等の除去、土地又は工作物を一時使用する場合の受注者からの報告の受理及び土地所有者又は占有者の許可の受理
 - カ 検査職員が定めた検査の日時等必要な事項の受注者への通知及び検査の立会
- 2 前項の規定による指示、承諾、回答、協議等を緊急でやむを得ない事情により口頭で行った場合、調査職員は、直ちに受注者にその内容を書面で通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から適用する。

別記様式（第3条関係）

調査職員任命（変更）通知書

商号（名称）
代表者氏名 様

職氏名 印

年 月 日付で締結した建築設計等業務の委託契約について、下記のとおり調査職員を任命（変更）しましたので通知します。

記

建築設計等業務の名称	
建築設計等業務の場所	

調査職員	所属	職名	氏名
総括調査員			
主任調査員			
調査員			